

## **平成 17 年度子どもの権利支援センター活動報告書**

---

**長野県教育委員会事務局こども支援チーム**

## 子どもの権利支援センターの1年を振り返って

平成17年5月27日に「子どもの権利支援センター」が誕生してから1年が過ぎました。その間センターには、いじめや体罰によって苦しんでいる子どもや保護者から110件の相談があり、相談者と学校の双方から丁寧に話を聞いて問題改善へのお手伝いをしてきました。

保護者や学校関係者と話しながら何件も相談を受けていくうちに、それぞれが主張される事実により、子どもを中心とした真実の所在が見えなくなることがあります。そのような場合に備えて私たちは必ず二人一組で相談を受けるとともに、両者の話を良く聞かせていただきながら、常に傷ついた子どもの立場から子どもの利益を考えて対応しようとしています。

問題が複雑化する相談の中で気になったことは、被害児童・生徒の保護者が「うちの子が被害を受けたのに、どうして学校から責められるのか。」という印象をもっていることです。学校は被害者を責めてはいないのですが、保護者から原因を聞かれた時に、被害児童・生徒にも何らかの非があったことを伝え、それが保護者には自分の子どもが悪いと言われているように感じているのだと思います。その結果、それ以降の学校の対応がどんなに丁寧でも、保護者は最初の印象が拭えない状態で学校をみている場合が多かったです。

どんな場合でも「人をいじめて良い理由は存在しない。」のです。この当たり前でありながら当然のことを、保護者や教師がきちんと把握し、子どもたちに伝えていかなければ「いじめ」をなくすことはできないでしょう。被害者救済を第一に考えた初期対応こそが、問題をこじらせないために必要な考え方でしょう。

これまでの相談内容は、教師の指導上の問題、いじめ、教師の暴言・威嚇などが多く、どの相談案件も子どもが大変悲しい想いをしたり傷ついたりしているものばかりでした。「いじめ」や「暴力」によって学校内で自分の居場所を奪われてしまい、安心して学べる場所がないという場合は、早急に子どもを救済して本人の居場所を確保してあげるべきです。これは学校として最低限しなくてはならない重要な対応ではないでしょうか。

相談で話を聴いた大勢の小・中学生や高校生に「どんな先生が居たらいいの？」と質問してみました。その答えの中に共通して出てきた言葉は、「良いことは誉めてくれて、悪いことは叱ってくれる先生」、「私たちの気持ちを分かってくれる先生」でした。教育の原点ともいべき教師の姿が子どもたちの口から出てきたことを驚くと共に、教育に携わる者として、私たち教育関係者全員で襟を正していく必要性を痛感しております。

この報告書では、子どもの権利支援センターで受けた相談の内訳や内容をデータとして分類したものと、就学前・小学校・中学校・高等学校別に相談事例を数例ずつ取り上げて、センターの対応方法や事例から学んだことを載せました。学校として気をつけたいことや親として気をつけたいことの両面から読んでいただけると幸いです。

最後になりますが、子どもの成長を地域全体で支えるためにも、この支援センターのような取り組みが県下各地へ広がるよう、市町村との連携を一層心掛けてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成18年6月

長野県教育委員会事務局

こども支援チームリーダー

まえ しま のり よし  
前 島 章 良

## 目 次

こどもの権利支援センターの概要.....	- 1 -
こどもの権利支援センターの相談受付の状況.....	- 2 -
・初回相談者について .....	- 2 -
・初回相談者との面談の実施状況について .....	- 2 -
・1相談案件当たりの相談者との面談・連絡の回数について .....	- 3 -
・問題改善に向けた支援・調整活動の実施状況について .....	- 3 -
・相談対象児童について .....	- 3 -
・相談内容について .....	- 4 -
・問題関係の所在について .....	- 5 -
こどもの権利支援センターの相談内容から.....	- 6 -
・就学前児童に関する相談 .....	- 6 -
・小学生に関する相談 .....	- 6 -
・中学生に関する相談 .....	- 8 -
・高校生に関する相談 .....	- 10 -
・外国籍児童・生徒に関する相談 .....	- 11 -
いじめ等の予防・防止に向けた活動 .....	- 13 -
・人権教育講師派遣事業 .....	- 13 -
・児童虐待防止啓発事業 .....	- 16 -
資料（「こどもの権利支援センター」プレスリリース） .....	- 17 -

## 子どもの権利支援センターの概要

### 1 趣 旨

いじめや体罰など、主に学校や幼稚園・保育園で起きる問題で苦しんでいる子どもの権利が守られる環境づくりを支援する「子どもの権利支援センター」を設置することにより、子どもの側に立った問題解決の支援及び子どもの権利が守られる環境づくりに取り組む。

### 2 設置場所

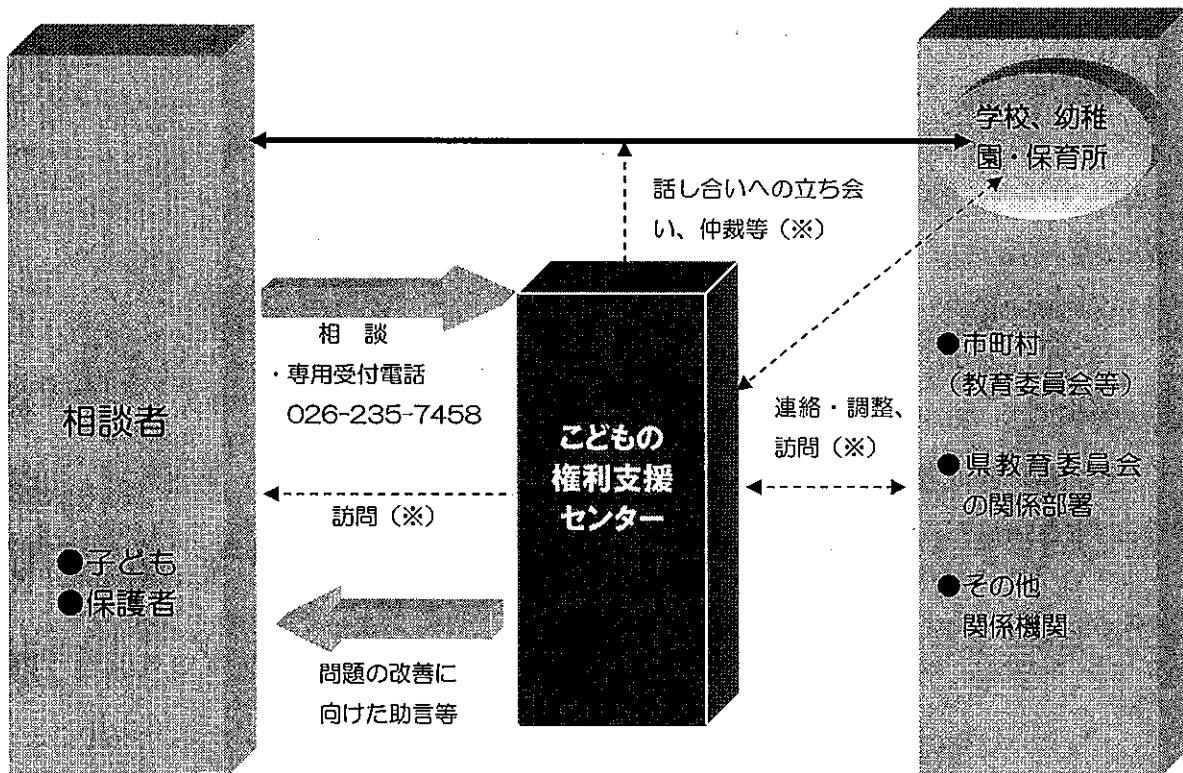
長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県教育委員会事務局こども支援チーム内

### 3 センター職員数 5名

### 4 活動内容

- (1) 相談受付のための専用電話 (TEL: 026-235-7458 月曜日から土曜日の午前8時30分から午後6時まで(祝日・年末年始を除く)) を設け、子どもや保護者の声をお聴きし、一緒に問題解決に取り組む。
- (2) 子どもと家庭、学校、地域との間に立ち、仲介・調整を行う。
- (3) 家庭、学校、地域間の連携を調整し、子どもの支援体制づくりをサポートする。
- (4) 外国籍児童・生徒に関する問題についても、(財)長野県国際交流推進協会と連携し、対応する。

### 5 活動の流れ



(※)については、相談者から要請・同意がある場合に実施（秘密厳守）

## 子どもの権利支援センターの相談受付の状況

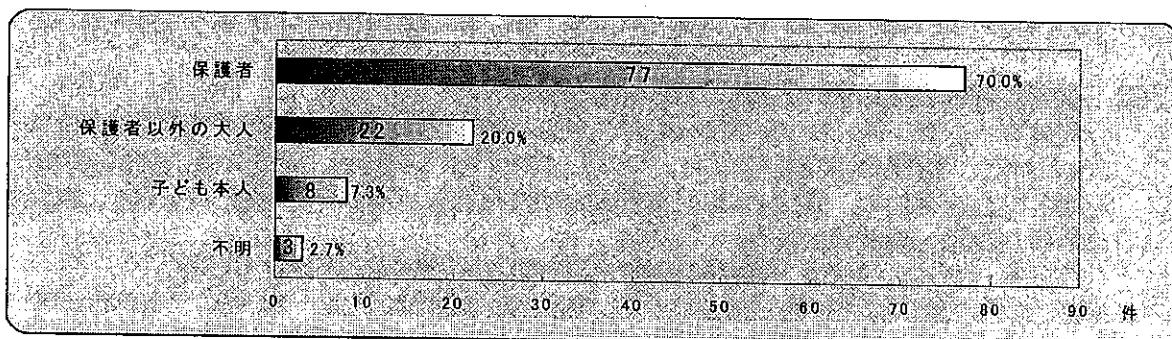
- 1 平成17年度の総相談件数（開設日（H17.5.27）からH18.3.31まで）  
110件（うち、外国籍の児童生徒関係の相談：4件）

### 2 相談状況

#### （1）初回相談者について

センターに初めて相談したのが誰かを示したのが、次のグラフです。

保護者から相談があった77件の内訳は、女性が57件、男性が19件、不明が1件でした。

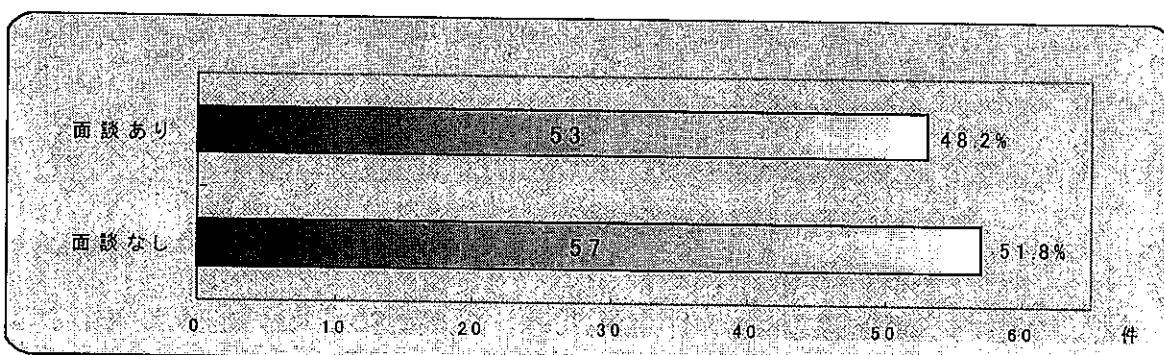


センターでは、子ども本人以外から初回相談があり、相談内容から相談対象となっている子ども本人から話を聞く必要があると判断した場合に、保護者や子ども本人の同意を得て、子ども本人から直接話を聞くことに努めています。初回相談が子ども本人以外から寄せられた案件は102件ですが、このうち、センターが、初回相談以降に面談、電話又は電子メールにより、子ども本人から直接話を聞いた相談件数は、28件でした。

#### （2）初回相談者との面談の実施状況について

センターに電話等で初回相談が寄せられた場合、相談者の同意があれば、センターは初回相談後に相談者と面談して、直接話を伺うこととしています。

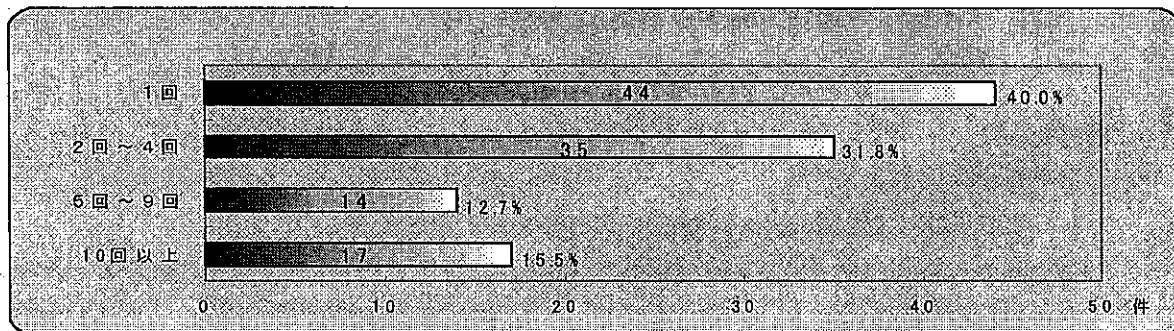
センターと相談者との面談の実施状況は、次のグラフのとおりです。



(3) 1相談案件当たりの相談者との面談・連絡の回数について

1相談案件当たり、センターが相談者とどれくらい面談・連絡等を行ったかを示したのが、次のグラフです。

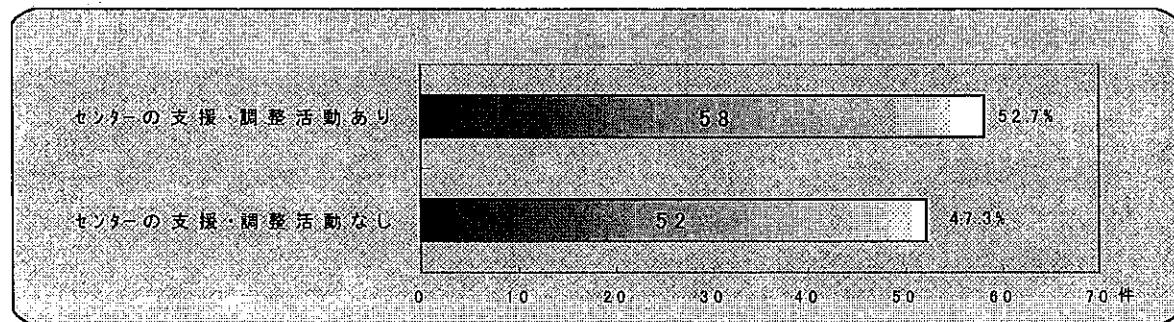
1回の相談で終わっているものが、44件(40.0%)である反面、10回以上に及ぶものが17件(15.5%)あり、案件によっては長期化する場合も少なくない状況でした。



(4) 問題改善に向けた支援・調整活動の実施状況について

相談者からセンターに相談が寄せられた場合、問題解決に向け必要な助言を行うのは勿論のことですが、相談者の同意があれば、学校、市町村教育委員会、県教育委員会関連各課等の関連機関に直接出向いて事情を聴き、相談者と関連機関との仲介・調整を行うなど、問題の改善に向けた支援・調整活動を行っています。

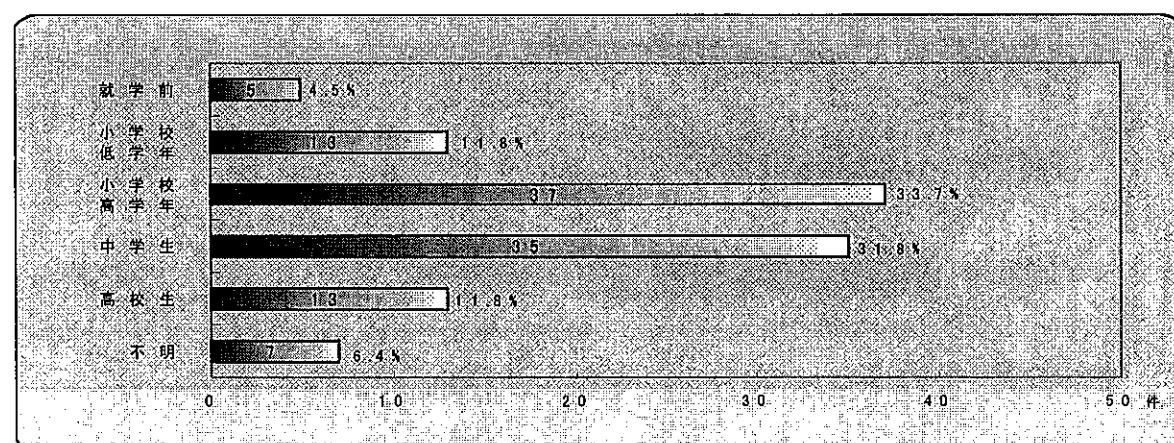
センターとして、支援・調整活動を行った案件は、58件(52.7%)でした。



(5) 相談対象児童について

センターへの相談の対象となった児童の内訳を示したのが、次のグラフです。

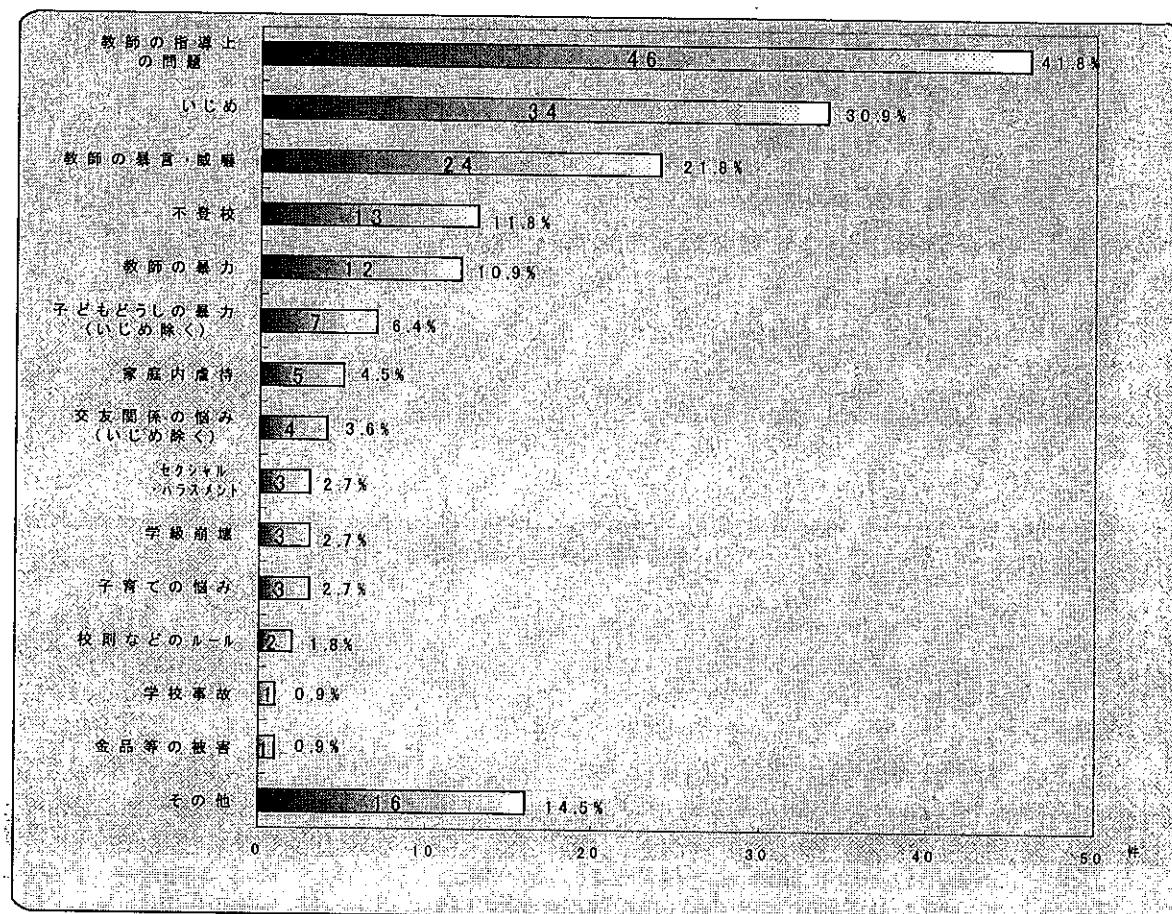
小学生が50件(45.5%)を占め、最多く、次いで中学生が35件(31.8%)、高校生が13件(11.8%)となっています。



## (6) 相談内容について

相談者からセンターにどのような内容の相談が寄せられたか（1件を複数項目に分類する場合あり）を示したのが、下記のグラフです。

全体としては、「教師の指導上の問題」が46件(41.8%)、「いじめ」が34件(30.9%)、「教師の暴言・威嚇」が24件(21.8%)、「不登校」が13件(11.8%)、「教師の暴力」が12件(10.9%)（以下省略）となっています。



また、相談内容を小学生、中学生、高校生別にみたのが次の表です。

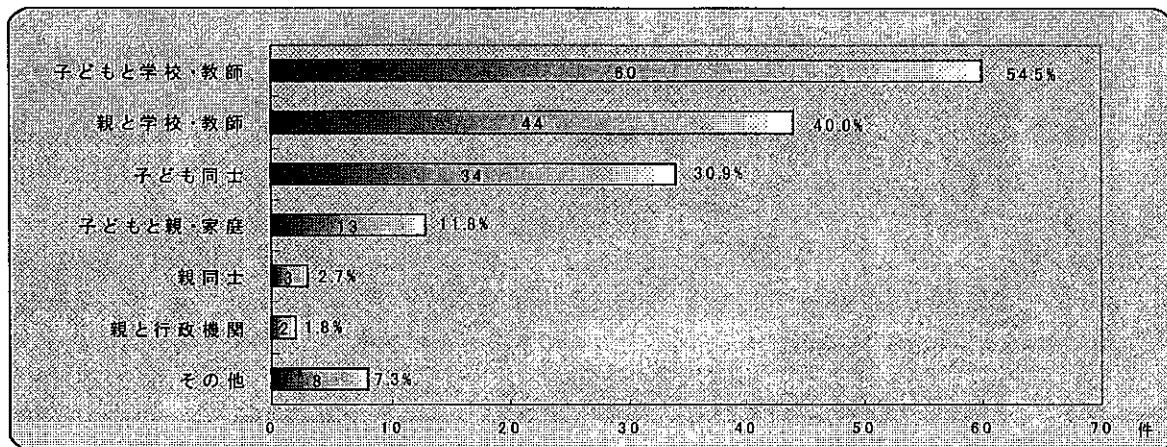
上位3位について、小学生は①「教師の指導上の問題」、②「教師の暴言・威嚇」、③「いじめ」、中学生は①「いじめ」、②「教師の指導上の問題」、③「不登校」、高校生は①「いじめ」、②「教師の指導上の問題」、③「交友関係の悩み」及び「子ども同士の暴力」となっています。

相談内容（重複あり）	小學生		中學生		高校生	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
教師の指導上の問題	24	48.0%	14	40.0%	5	38.5%
いじめ	11	22.0%	15	42.9%	6	46.2%
教師の暴言・威嚇	17	34.0%	4	11.4%	1	7.7%
不登校	3	6.0%	8	22.9%	1	7.7%
教師の暴力	7	14.0%	4	11.4%	0	0.0%
子どもどうしの暴力 (いじめ除く)	4	8.0%	1	2.9%	2	15.4%
家庭内虐待	2	4.0%	1	2.9%	0	0.0%
交友関係の悩み (いじめ除く)	1	2.0%	1	2.9%	2	15.4%
セクシャルハラスメント	1	2.0%	2	5.7%	0	0.0%
学級崩壊	3	6.0%	0	0.0%	0	0.0%
子育ての悩み	2	4.0%	0	0.0%	0	0.0%
校則などのルール	1	2.0%	1	2.9%	0	0.0%
学校事故	1	2.0%	0	0.0%	0	0.0%
金品等の被害	0	0.0%	0	0.0%	1	7.7%
その他	4	8.0%	4	11.4%	3	23.1%

## (7) 問題関係の所在について

センターに寄せられた相談について、どの当事者間に問題が生じているか（1件を複数項目に分類する場合あり）を示したのが次のグラフです。

子どもと学校・教師の間が 60 件 (54.5%)、親と学校・教師の間が 44 件 (40.0%)、子ども同士の間が 34 件 (30.9%)、子どもと親・家庭の間が 13 件 (11.8%) となっています。



## 相談を通じての感想

- 子ども同士や学校と子ども・保護者において、それぞれの認識（「そういうつもりで言った・やった訳ではないのに……」）や解釈の仕方の相違が、トラブルへ発展しやすいと感じました。
- 学校は問題改善に向けて努力しているものの、その効果がはっきり現れなかつたり、具体的な方法が保護者に説明されていなかつたりするために、お互いが理解し合えない状況にある案件が多いと感じました。（問題改善に向けての学校の取り組みを 5W1H 「いつ(When)、どこで(Where)、誰が(Who)、何を(What)、どうして(Why)、どのように(How)」に心がけ、具体的に説明すれば保護者の理解も得られやすいのではないかでしょうか？）
- 教師は保護者へ説明する際に、指導の方向は正しいはずだったという説明から始めることがあり、保護者から言い訳的に解釈されて溝が深くなってしまうと感じました。
- 子どもに受け入れられると思われる指導でも、近年の個性豊かな子どもたちには反感を抱かせてしまう場合もありました。一人ひとりの個性を尊重するとともに、子どもの心へ寄り添い、子どもの人権に配慮した言葉や接し方をしていくことが必要だと感じました。
- 保護者は子どものことを考えて、一生懸命に問題解決へ取り組んでいるものの、客観的にみると「保護者の気持ちと子ども本人の気持ちにズレが生じているのでは？」と感じたことがあります。
- 子どもより保護者の方が学校の対応に対して疑問や反感を強めていると感じました。また、学校に意見することで、子どもに悪影響があるのではないかと心配している保護者の姿が見えてきました。
- 大きなトラブルに発展させないためにも、問題の初期段階で誰が一番辛い思いをしているかを中心に、丁寧・緻密に対応していくことが肝心だと感じました。

## 子どもの権利支援センターの相談内容から

### 1 就学前児童に関する相談

小学校に就学前の児童については、保護者が保育園から子どもの行動に不自然な点が見られると指摘されたことによるトラブル（下記事例）がありました。

また、言うことをきかない園児に対して虐待的な指導があったなどの相談もありました。いくら小さな子どもでも、その子の人格を傷つけるような行為は、人間として許されないものです。

相談事例 ①	
<b>相談の概要</b>	保育園に子どもを預けている相談者が、保育園から「子どもについて日々の行動に不自然な点がある。」等の指摘や「専門家に相談して指導を受けたいので同意してほしい。」と言われた。保育園が自分の子どもを問題児扱いしていることに疑問や不信を感じる。
<b>センターの対応</b>	センターが保護者と保育園から事情を聴き、両者の主張を整理。 センターは保護者と保育園との話し合いに立ち会い、保育園側が保護者に対しこまでの言動について、誤解を生んでしまったことを謝罪する。
<b>事例から学ぶこと</b>	この事例では、子どもの保育園での様子や気になる行動が、送り迎えの際の会話や連絡帳などにより、保育園から保護者に十分伝わっていませんでした。 保育園・学校が保護者に子どもの行動に問題があることを伝えるのは、保護者にとって非常にデリケートな問題であり、ショックを受けることがあります。 子どもに気になる行動が見られる場合には、一定期間様子を見る中で、保育園・学校は起こった事実のみを保護者に伝えることとし、「子どもに問題があるのではないか」という主観はいきなり保護者には伝えない方が良いでしょう。 子どもの気になる行動について、保護者が認識を深めた段階で、保育園・学校と保護者がどう対応すべきかについて話し合うのが望ましいのではないでしょうか。

### 2 小学生に関する相談

小学校関係で特に多いのは、担任の先生の言葉（暴言的なもの、子どもの気持ちを無視した発言）や態度（見せしめ的な指導）によって子どもが担任への信頼感を失い、子ども（保護者）と担任の信頼関係が崩壊してしまう場合です。このような場合、保護者によっては校長先生へ「担任を替えて欲しい。」という要求を出しています。同じように指導しているように見えて、子どもと信頼関係を築けている先生もいます。この差として一番感じるのは、子どもを一人の人間として尊重して接しているのか、自分の思い通りに子どもを動かそうとしているのかの違いだと思います。

また、学校も十分考えた上だと思いますが、子どもに軽度発達障害があると思い込んだことがきっかけで、保護者との信頼関係が崩れてしまう場合もありました。

## 相談事例 ②

### ■ 相談の概要

担任の暴言や暴力を思わせる威嚇、個別の行き過ぎた指導により、クラス全体が荒れてしまい、授業中の徘徊、廊下でのふざけ、いじめなどが頻発し、女子の数名は教室へ入れず保健室へ行ってしまうなどで困っているという相談があった。保護者は、担任や校長とも話し合っているが、子どもたちの様子が良い方へ向かないという認識をしており、学級保護者会を数回開いて話し合っている。

### ■ センターの対応

学校を所管する市町村教育委員会の了承を得て校長と懇談し、保護者の訴えを伝えると、学校でも保護者の意識は把握しており指導会議を重ねていた。校長の配慮で実際の授業を見せてもらうと、クラスの保護者2名ほどが交代で授業参観をしていた。担任の指導方法は以前と変わり優しい雰囲気の授業をしている。しかし、途中から教室を徘徊したり床に寝ころがったりする児童や、保健室へ行ってしまう児童が現れた。授業の内容に集中しているのは半数以下の児童を感じる。

学校は、一部の児童が授業を妨害したり先生に反抗したりしているためと捉えていたが、担任の指導方法にも問題があるのではないかという助言をして検討してもらう。その後、市町村教育委員会とも連絡を取り合い、学校と市町村教育委員会で子どもたちの学びの場を最優先で確保できるように対応してもらう。最終的には市町村教育委員会と学校との協議の結果、担任が交代して学級を支援する方向になった。

### ■ 事例から学ぶこと

教師の厳しい指導は必要ですが、子どもを認めたり讃めたりしながら、心に寄り添うような指導を心がけないと、子どもと教師の間に信頼関係が築けません。また、保護者は子どもの変化を敏感に察知して、学校へ問題提起することが多くあります。担任は、一教師として自分の教育理想を持つことも大切ですが、学校の教育方針に沿った指導を最優先していくことが必要です。

## 相談事例 ③

### ■ 相談の概要

母親が、担任の先生から「お宅のお子さんはADHDだと思われますから、医療機関で診断してもらってください。」と言われたことから、子どもを自律学級へ入れようとしていると思い担任不信になった。そのため、家で母親と学習すればできるのに、子どもが理解に時間がかかるのは担任の指導法に問題がある。医師に診断してもらったがADHDという判定は出なかった。担任は、子どもに病名をつけて教室から排除しようとしているのではないかと相談があった。

### ■ センターの対応

校長へ相談の内容を伝え、学校の考えを聞いた。校長からは、子どもを原学級で生活させるのが基本で、たとえ障害があろうと保護者や子どもが望めば原学級で生活するのが一番だという回答を得た。校長の配慮で授業の様子や当該児童の様子を見た。集中しなかったり製作に時間がかかったりすることもあったが、一緒に学習するのに問題は感じられなかった。また、担任が軽はずみな言動をしたのを謝りたいという考えを聞いた。

子どもの様子と学校の考えを相談者に伝え、学校は子どもを教室から排除する考え方などもっていないので、安心して校長へ相談してもらうように話した。その後、相談者が校長や担任と懇談し、説明や謝罪を受けることで学校への信頼関係を取り戻せた。

### ■ 事例から学ぶこと

学級でADHD傾向が見られた場合、保護者への伝え方によって学校への信頼が一気に崩壊することがあります。保護者へ伝えなければならない時には、自律コーディネーターを中心として校長・教頭も含めた支援チームで検討を重ね、慎重に対処することが望ましいでしょう。その場合、担任は常に子どもや保護者の側で、あたたかく寄り添う気持ちが必要です。

## 相談事例 ④

### ■ 相談の概要

子どもがクラスの友人に、叩かれたりぶつかられたりするいじめを受けている。担任に相談したいが、母親が子どもの頃に自分のことを先生へ相談したら「いじめ」が酷くなってしまった経験があり、怖くて相談に行けない。また、相手の親はクラスの役員などをしており、担任に話したりしたら親同士でもいじめ的な行為を受けてしまうのではないか心配。どうしたら子どもを守ってあげられるだろうか。今のところ学校へも言わないで欲しいとの相談。

### ■ センターの対応

母親がいじめにトラウマを持っていると感じたので、相手の話をじっくり聞きながら誰にも漏らさないことを約束して安心してもらう。話を十分に聞いた後で、「お母さんが心配している通りに担任へ話せば、先生は子どもへ頭ごなしの指導はしない。いつもより注意して子どもの様子を見ながら、自分の目で事実を確認したときに指導してくれるはず。先生を信じて任せてみましょう。」と助言した。母親も、自分が守らなくてはと思う気持ちは強いが、どうしても昔受けたいじめの怖さが甦ってきて行動へ移せない様子。面談の後半には安心したのか自分の名前や学年名も教えてくれた。

その後、勇気を出して担任に相談したら親身になって対応してくれ、子どもへのいじめが無くなったと連絡が入った。

### ■ 事例から学ぶこと

相談した先生が直接相手へ指導したことで、表面上消えたように見えながら水面下で酷くなつたいじめを受けた相談者の心には、20数年以上経っても癒えない傷が残っていると感じました。いじめの相談を受けた教師は、すぐに相手へ話すのではなく、自分でその場を確認できるよう視野を広げて子どもの様子を詳しく観察する必要があります。その上で、自分の言葉としていじめを許さない指導をするのが望ましいでしょう。

## 相談事例 ⑤

### ■ 相談の概要

同級生からの加害行為により怪我をし、それに対する担任や学校の対応に保護者が不満をもち、学校の安全管理体制と担任の指導力に疑問をもった。

### ■ センターの対応

学校としての考え方を確認し、学校も安全管理には最大限の配慮をしていることを保護者に伝えるとともに、保護者に対して、学校を批判するばかりでなく、学校との協力関係をつくることが子どもにとって一番望ましいことを繰り返し説得し、一定の理解を得た。その後、センターの立会いで、学校と保護者との話し合いの場を設けた。これまでの当事者間（学校と保護者）による話し合いでは感情的に対立し、もの別れに終わっていたが、センターが立ち会うことで双方が冷静に相手の意見を受け止めることができ、今後は建設的な意見交換を行い、協力しながら学校運営にあたるという共通理解をもてるようになった。

### ■ 事例から学ぶこと

学校と保護者との話し合いで、双方の主張が並行線をたどり、感情的な対立からなかなか相手の考えを受け入れられないことがあります。センターが第三者的な立場に立って仲介・調整を行った結果、学校と保護者との協力関係をつくることができました。

## 3 中学生に関する相談

中学校では、部活動内での熱心な指導のあまり（学校側の表現）子どもへ暴言を浴びせてしまったり、罰則的な指導が日常化したりしているという相談が多かったです。中学生の多くは先生の言うことを聞かないと内申書にひびくとか成績に悪影響が出ると思い込んでおり、正当な教育活

動ではないと感じながらも、大人へ訴えることをしないために問題が大きくなってしまったり、保護者が学校へクレームをつけたために地域で孤立化してしまったりする場合がありました。

また、いじめ問題も陰に隠れやすく、大人が気付いた時には子どもが立ち直れないぐらい傷ついていたという例もありました。普段と違う様子を発見したら、子どもの気持ちを吐き出させてあげる場を素早く作るのも早期解決のポイントだと思います。

中学校の先生には、子どもの人格を尊重した言葉使いと、生活指導と高校入試を直接関係付けるような指導をしないように十分考えていただきたいと思います。

#### 相談事例 ⑥

##### ■ 相談の概要

かばんから部費が盗まれたり、下履きに「死ね」といった内容の手紙が入っている、同じ部活の仲間で「今度はあの子を無視しよう」「今度はこの子」とターゲットを変えて無視するなどのいじめがあり、心配した被害者の親から相談が入る。

##### ■ センターの対応

学校では、下駄箱の見回り等をする一方、担任や部活顧問が手紙を書いたと思われる生徒に聞いたが否定され、個別の直接指導の方法に限界を感じていたため、センターが教師集団の強い気持ちを子どもへ伝えたらどうかと助言。

同学年の各クラスで、担任から名前を伏せて起こった事実のみを話し「これはいじめであって、我々教師集団は絶対許さない、曖昧にしない。」ことを生徒に伝えた。

しかしその後、前回と同じような内容の手紙が生徒の下足の中から発見された。このため、学校から、いじめについて考える授業をしたいので、講師派遣の要請があった。

友だちをいじめで亡くした経験がある岡本豊さんを講師として派遣（P13 参照）。学年全体への授業をしてもらい、その後各担任から「一人ひとりの心を見つめ、心へ響くような指導」を進め、以降のいじめがなくなっている。

##### ■ 事例から学ぶこと

いじめを大人たちは絶対許さない、同じ人間として許される行為ではない、決して曖昧にしないという毅然とした教師集団の姿勢と、心へ響かせる人権教育の講師派遣等により、生徒の心へしみる指導ができたと思われます。

#### 相談事例 ⑦

##### ■ 相談の概要

一見仲の良さそうな7人ほどの集団の中で、交代しながら違う子が仲間はずしされる行為が続いている。その一人が集団から孤立してクラスへも戻れなくなった。担任へ相談したが、同じことを友人にもしていた自分に問題がないかと問われ、教室へも入れなくなった。

##### ■ センターの対応

本人・保護者から担任へ「過去は別として今はとても苦しい気持ちでいる。」ことを話すよう助言。担任は当事者同士の謝罪の場を設定し改善したかに思えたが、教室へ戻ったとたんに「なんで来たんだ。」という陰口が聞こえ、また入れなくなってしまった。相談者からの依頼で校長と懇談し、本人や保護者と再度話し合いをしてもらうとともに、信頼できる先生との相談や、中間教室への登校などについても具体的に考えてもらった。その後、本人は中間教室登校を選び、高校入試を目指して努力した。3月には希望高校へ入学できたとの報告があった。

##### ■ 事例から学ぶこと

仲間内のイザコザに原因があり、本人にも問題があったというような例でも、現時点で一番苦しい思いをしていることを受け止めてあげる必要があります。また、クラスへ入れなくなった生徒を復帰させる際には、本人の勇気を何より認めてあげるとともに、受け入れる側の子どもたちの心を十分に育てておくことが不可欠でしょう。

**■ 相談の概要**

4月から赴任してきた中学校の部活の顧問の先生が、これまでのやり方や物事の決め方を独断的に変えてしまい、生徒の意見を聞いてくれない。

**■ センターの対応**

センターが本人・保護者と学校から事情を聞き、双方にそれぞれの考え方を伝えた。

センターは、要請を受けて本人・保護者と学校との話し合いの場に立ち会う。部活の顧問の先生と校長が、生徒に理解してもらえる指導ができなかったことを謝った。

**■ 事例から学ぶこと**

この事例に限らず、担任や部活顧問が替わった直後に生徒とトラブルとなるケースが多くあります。

この場合、新しい担任・部活顧問が、前任者のやり方や物事の決め方を、生徒の意見を聞かないで半ば独断的に変えたため、生徒が納得できないでいることが大きな原因となっていると思われます。

前任者のやり方や物事の決め方等を変える場合には、生徒の意見も尊重し、生徒になぜ変えるのか十分説明し、理解を求めることが必要です。

#### 4 高校生に関する相談

高等学校では、子ども同士の暴力や金銭問題が絡んでいて簡単には解決できない場合がありました。また、問題を起こしたから自主的に退学届けを出すよう勧められたなど、学校が一人ひとりの生徒に向き合わず、急に結論だけ伝えてきたという相談事例が多かったです。

高等学校でも一人ひとりの子どもの気持ちにきちんと向き合い、一緒に問題解決へ向けて関わっていくような指導が必要になっているのでしょうか。

**■ 相談の概要**

保護者から、子どもが教室内で同級生に殴られ精神的に追い詰められたことについて、学校の対応や相手の親の対応を許せないと相談がきた。事件について学校からの詳しい説明や報告が少なく、親として学校への信頼を失っている。被害者の心のケアや暴力を許さないというクラス・学校の雰囲気を作つてもらわないと安心して子どもを任せられない。

**■ センターの対応**

子ども本人にも気持ちを聞くと、あまり大ごとになると教室に居にくくなってしまうので、特別なことはして欲しくない様子だったが、保護者としては学校側の指導や対応について校長と話し合いたいという要望が強かった。両者の説明を聞いたうえで話し合いの場を設定し、保護者から学校へ今後の安全指導や生徒指導への希望を受け入れてもらった。

加害生徒側とも面談して謝罪の調整までしたが、最終的には加害者が自主転学したことで相談者に受け入れてもらった。

**■ 事例から学ぶこと**

学校内で起きた問題については、保護者に対して学校の管理下で起きてしまったことを謝ると同時に、詳しく状況を説明することで理解を得ることが必要です。また、加害生徒保護者へも同様に説明し、迅速な謝罪を促すことで両者の理解を得ることが大切でしょう。

**相談の概要**

問題行動を起こしたことで学校から家庭反省指導に入れられ、さらに「学校に戻すつもりはない」などと自主退学を迫られたことで、子ども本人と保護者が学校の対応に不満をもった。

**センターの対応**

保護者と子ども本人と面談し、当該校に戻るつもりはなく別の高校の定時制で学びたいという本人の意思を確認し、その旨を学校に伝えた。学校においても子ども本人の意思を尊重し、転学の方向で対応を進めてもらった。また、保護者や子ども本人が当時の学校の対応に納得のできない点について、センターが間に入り、学校からの事情を聞いた上で、保護者と子ども本人に対して学校の考えを十分説明するとともに、学校に対しては自主退学を勧告する際の対応について改善を求めた。

**事例から学ぶこと**

自主退学を勧めるに当たっては、慎重な対応と保護者や子ども本人への配慮を心がけ、学校として確認した事実、問題行動が自主退学を勧めるのに相当することの妥当性等について、保護者や子ども本人の理解が得られるまで粘り強く説明する必要があります。また、事実確認等の場面においても、子ども本人や保護者に弁明の機会を与えて、話を十分に聞かなければなりません。感情的な対立から、学校の説明が受け入れられない状況にある時は、第三者が仲介することも有効な手段でしょう。

**相談の概要**

部活動の無断欠席が続いた生徒へ顧問から退部を勧めたことに対して、母親が顧問へ異議を訴えたが、逆に指導方針と当該生徒の気持ちが噛み合わないとをきつい言い方で言われたため、母親がプライドを傷つけられてセンターへ相談。

**センターの対応**

本人の部活継続意思を確認して学校との調整を図ったが、継続させたい気持ちは親の方が強く、本人は辞めたい意思も持っており、事態は保護者の望む方向へ行かなかった。しかし、顧問の強い言葉で保護者との意思疎通が図れなかつた経緯から、保護者は顧問を許せない気持ちになっていたので、両者の間に入り、子どもの気持ちを優先させること、傷ついた母親には顧問から謝ってもらうよう調整に入った。

**事例から学ぶこと**

子ども本人は、自分にも非がある問題で保護者が学校と対立することを必ずしも望んでおらず、その中で本当の自分の気持ちを語れない状況が高校生にも見られます。また、学校側は保護者に説明する際、子どもや保護者のプライドまで傷つけないよう、話し方に気をつけた方がよいでしょう。

## 5 外国籍児童・生徒に関する相談

外国籍の子どもは、言語・生活習慣などの違いから、疎外されたりいじめを受けたりすることが多く見られます。また、本人に訴える術がなかつたり我慢できずに問題行動を起こしたりすることで、表面化した部分だけを捉えて、本人が悪いとされてしまう場合があります。

言葉が通じず、担任が子どもの様子を保護者に伝え切れないので、保護者が日本の学校へ信頼感を持てなくなる場合もよくあるようです。

不登校状態になっても、外国籍ということで就学させる義務を負わないので、保護者も学校側も主体的に動いてくれない場合があり、学校へ行かない子が放置されることがあります。

**■ 相談の概要**

外国籍の小学生の事例。この子どもは、幼稚園・保育園に通園した経験がなく、集団生活に馴じます、クラスメイトとのトラブルも続き、不登校気味になる。こうした中、保護者から子どもがいじめられたとの訴えがあり、学校側も対応するが、言葉が通じないこともあって保護者の不満が強まる。学校側は、いじめというよりはむしろ、その子どもや保護者側にも問題があるという捉えで、両者の歩み寄りがない。

**■ センターの対応**

保護者、子ども本人、母語相談員、学校から聞いたところ、必ずしもいじめが原因で不登校になっているわけではないことがわかる。その中、保護者は子どもをブラジル人学校へ転校させることを希望し、学校は転学手続をとる。しかし、実際には保護者がブラジル人学校に転学せず、全くの不就学状態となる。

センターは、保護者・本人の希望要望に沿って、国際交流推進協会と連携し、ブラジル人学校就学援助サンタプロジェクトの紹介、家庭学習支援のボランティア募集など、子ども本人の学ぶ権利を保障するための支援を継続して行っている。

**■ 事例から学ぶこと**

学校関係者の異文化理解、教師・母語相談員の正しいいじめ理解、外国籍の子どもと保護者が日本の学校生活を理解するための仕組み、保護者と学校の意志疎通を深めるための取り組みなどが必要です。

**■ 相談の概要**

外国出身の子どもで、高校に入学してから入部した部活でいじめを受け、クラスでも少し浮いた存在であるので心配だと担任から相談があった。

**■ センターの対応**

担任、部活顧問、センターが母語による面談を実施し、いじめ加害生徒へも指導をした結果、一旦いじめはなくなる。しかし、しばらくしていじめは再発、部活顧問はいじめの事実を確認できず、本人は耐え切れずに退部する。

一方、クラスでは担任教諭のさまざまな配慮のもと、当該生徒は徐々に級友と打ち解け、現在では楽しい学校生活を送っている。

**■ 事例から学ぶこと**

クラス担任、センター職員が信頼関係を保ちながら問題に対応できたことにより、生徒を孤立と孤独から守ることができたと思われます。

しかし、この事例における部活内部でのいじめについては、十分に調査する時間がないまま本人が結論を出してしまいました。

外国籍の子どもからみれば、意味の分からない言葉のやり取りや表情だけでも、いじめと受け取る場合があります。母語によるカウンセリングの定期的な実施が必要となる場合もあるでしょう。

## いじめ等の予防・防止に向けた活動

こどもの権利支援センターでは、「いじめ」や「虐待」の予防・防止のため、17年度においては、児童・生徒を対象にした人権教育への講師派遣や、いじめ・暴力防止等のノウハウをもった市民団体等を教育現場へ導入する際の補助を行いました。

なお、18年度についても引き続き事業を実施していますので、実施希望のある場合は長野県教育委員会こども支援チーム（電話：026-235-7450）までお問い合わせください。

### 1 人権教育講師派遣事業

いじめ等の防止に向けては、いじめに苦しんだ被害者やその家族の悲しみ・憤りに心を寄せながら、命の大切さや人権の尊さを学ぶことにより、一人ひとりの心に、いじめ等を絶対許さない気持ちを育てることが重要と考えています。

そこで、学校において「命の大切さと人権の尊さを学ぶ」趣旨の授業・校内研修会などを開催する場合、自分自身がいじめ等に苦しんだり、いじめや暴力によりお子さんを亡くされたりした方々を講師として派遣しています。

17年度には80校へ派遣し、延べ92回の講演を実施してきました。各学校からは多くの児童・生徒の感想を送っていただき、人権教育の向上に貢献できたと感じています。戴いた感想の一部を掲載します。

#### 人権教育講師の紹介

各講師ご自身に書いていただいたプロフィール（17年度当時のもの）を紹介します。

**宮田幸久（みやた ゆきひさ）さん、宮田元子（みやた もとこ）さん** <北安曇郡池田町>

（高校生、教職員、保護者、地域の方々を対象）

10数年前、長男が不登校に。その長男を、少年犯罪（集団リンチ）で亡くす。当時17歳。

「当事者が少数である場合、社会全体から関心を持たれるなど、今までほとんどなかったと思います。人間や命を語るとき、抽象的な話ですと、それは架空なものとなり、どうでも良いことと同じになってしまいます。そこには、真実や重さが存在しません。いじめや殺人など、非人間的な現実が身近にあるということを、具体的な事実から学ぶことが必要です。」

**島海 哲希子（とりうみ あきこ）さん** <千曲市>

（高校生、教職員、保護者、地域の方々を対象）

昭和57年生まれ。いじめ・不登校を経験し、現在、体験談を学校等で語っている。

心の相談員連絡協議会、不登校支援事業子どもサポートプラン上田地域ネットワークフォーラム、「不登校を考える親の集い in 千曲」、中野西（全校生徒）、五加小学校PTA講演会等で、講師やシンポジストを務める。

現在、千曲市立更級小学校学校評議員、NPO法人「エリアネット更埴」でITコンシェルジュとクリエーター係の仕事をしている。

東京福祉大学通信教育部 社会福祉部 社会福祉学科 国際福祉心理専攻 在学中

**岡本 豊（おかもと ゆたか）さん** <長野市>

（小・中学生を対象）

1983年、シンガポールで生まれる。東京、香港と移り住み、小学校1年生の2学期から長野県の小学校に転入したが、当初は、言葉のイントネーションや環境の違いで、クラスに馴染めずに苦労する。中学1年のとき、いじめによる自殺で親友の前島優作君を亡くし、自分が相談にのれなかつたことを悔やみ、以後、さまざまな活動を行う。2000年に、いじめ問題の当事者である中高生による全国規模のいじめ相談組織「いじめから友だちを守る会（略称：SBF）」を発足。月1回の勉強会と、年1回の全国総会と夏の合宿を中心に活動を行っている。小中学校にも訪問し、いじめ問題への認識を深めるためのワークショップや、自身の経験に基づいた話やSBFの活動を紹介している。

現在「いじめから友だちを守る会」代表。

**山城 峻一（やましろ しゅんいち）さん <埴科郡坂城町>**  
(小・中学生を対象)

1983年、坂城町出身。現在、日本大学法学部4年。

生後3ヶ月の時、水頭症という病気になり、医師に「肢体不自由になるかもしれない」と言われる。両親の深い愛情の下で育ち、保育園では、病気の事でちょっとしたいじめも受けたが、普通の生活を送ることができた。しかし、小学校入学後は、いじめを受ける。

今、大学生として充実した日々を送っているのは、いじめが起きた時にも味方になってくれる人がいたからと感じている。

小学5年生の時に長期入院をした経験を生かし、高校生の時は長野日赤の小児病棟で勉強や遊びのボランティアをし、大学では「日本赤十字奉仕団」というサークルで四肢障害や知的障害の方などと触れあう活動もしていた。

**宮岸 侑加（みやぎし ゆか）さん <上田市 丸子>**  
(小・中学生を対象)

1982年。茨城県取手市で生まれる。小学校5年生の時、いじめの対象となる。学校へ行くことが恐怖となり、週に1~2日は学校を休み、近くの河原や図書館で過ごす。偶然にも社会福祉協議会の人と知り合い、ボランティアに参加するようになり、そこに自分の居場所を見いだす。

自宅から片道2時間のところにある私立高校へ進学。同じ中学の出身者がおらず、いじめから解放される。多くの友人ができ、初めて学校が楽しいと感じる。仲間と共にボランティア団体を結成し、養護学校やレスパイト（障害のある方への日常的なケアからの一時的な解放）や子ども会でのイベントの企画・運営などの活動をする。

福祉について学びたいと思い、長野大学に進学。自分の経験を生かし不登校の子どもたちを支援できたらと考え、『長野大学メンタルフレンドの会』に入る。フリースクールへ行って不登校の子どもたちと交流をしたり、児童相談所から派遣されて中学1年生の女の子の家への訪問活動をしたりする活動をしてきた。

現在は、上田市の知的障害者更正施設で支援員として活動中。 <精神保健福祉士>

**戸谷 真琴（とや まこと）さん <長野市>**  
(小・中学生を対象)

1983年生まれ。小さい頃のあだ名は「チビ先生」目立ちたがりやでお節介焼き、子供らしくない言動をしていたので、周囲の大人からは変な子と言われ続けていた。新しい環境にと思い、自ら選択してみんなとは違う中学校に入学。しかしそこに待っていたのは、理想とは違う現実へのひどい絶望感だった。期待が大きかったぶん失望することも多く、クラスにもなじめなかった。私は三年間をかけて自分を取り戻し、自分の輝ける場所を見つけることができた。

子供が大好きなことを生かして、中学2年生の頃から託児のボランティアを始め、以降、日赤小児病棟のあそび広場、パレンアート・ピエロで小中学校や幼稚園、児童施設などを訪問し活動を続けてきた。SBF（いじめから友だちを守る会）の活動にも参加。チャイルドマインダー（乳児～学童の少人数保育のスペシャリスト）の資格を持ち、将来は子どもと子育て中の母親の両者に関わるような助産師になりたいと思い、現在は看護学校に在学中。

**秦 健二（はた けんじ）さん <上田市>** ※18年度より講師を担当  
(小・中・高校生、保護者、教職員を対象)

1972年生まれ。神奈川で生まれ育ち、小学5年より卒業までいじめにあう。そのことにより身体に変化が生じ、34歳の今でも苦しめられている。いじめにより人生の半分を台無しにする。それでも、唯一仲間でいてくれた2人の言葉を信じて生きてきた。

いじめは人の人生まで壊してしまい、絶対に許されるものではないという心情のもと、いじめを受けた子どもの心をケアしたり、地域の集会などのワークショップ等へ参加したりしている。

いじめは、絶対に許さない！その言葉を胸に、NPO法人 遊び塾を立ち上げ、子ども達と大切なものを守るために活動している。

## 人権教育講師の授業を受けた子どもや先生から寄せられた感想（一部）

…私もリストカットした経験がありますが、今考えてみると止めて良かったなあと思います。鳥海さんのように辛い経験をしても、立ち上がって必死に生きている人のことを考えると、自ら命を絶つなんてもったいないと思います。

自分の周りに苦しんでいる人が居たら、そばに居てあげるとか話を聞いてあげるとか、ちょっとしたことでも力になりたいと思います。…

（高校生）

「人の命を奪うことは最大の人権侵害である。」という主張が、話を聞けば聞くほどに、大変実感がこもって伝わってきました。…

「わが子を突然亡くした親は、真実を知らなければ納得することはできない。学校は事実を隠さないで、どんどん取り上げるべきである。」という宮田さんの主張は、今の教育現場において、とても大切なメッセージであると言えます。…

（先生）

岡本さんは現在22歳。中学1年の時、親友のM君をいじめによる自殺で失い、相談にのれなかつたことを悔いて全国組織の「いじめから友達を守る会」を組織して活動している。…

スケッチブックに描いた日常的な3つの場面を提示し、これがいじめかどうか考えさせました。「答えはありません。間違いもありません。大切なのは自分で考えることと、友達の意見を聞くことです。」

日常に誰にでも起こりそうな事だけに、5・6年生は真剣に考え、根拠をもった意見を沢山出し合いました。

話し合いの後、岡本さんはM君のことを語り始めました。とても明るくて活発で運動好きなM君。転入生の岡本さんを守ってくれたM君。…そして、突然の別れ。…水を打ったように真剣に聞く子どもたち。「いじめている子には、いじめられている子の気持ちが分からないかも知れない。でも、いじめられている子の切ない気持ちは風船のようにどんどん膨らみ、あるとき突然パンと破裂してしまうかも知れない。だから周りの子はそれを見抜いて、空気を抜いてやらなければならない。」最後に岡本さんは、「いじめてよい理由なんてないんだ。」を何度も繰り返しました。子どもたちへ、そして自分へ訴えるように…。（学校だよりから）

私は戸谷さんの話を聞いて、何だか自分に自信が持ててきたように思います。「いい人だと思われたい。」と思って生きてきました。時には「私なんか必要じゃないんだ。居なくてもいいんだ。」そう思ったこともありました。でも、戸谷さんの話を聞いて、人を気にしなくていいんだ。自分にもっと自信を持っていいんだ。そう思いました。…

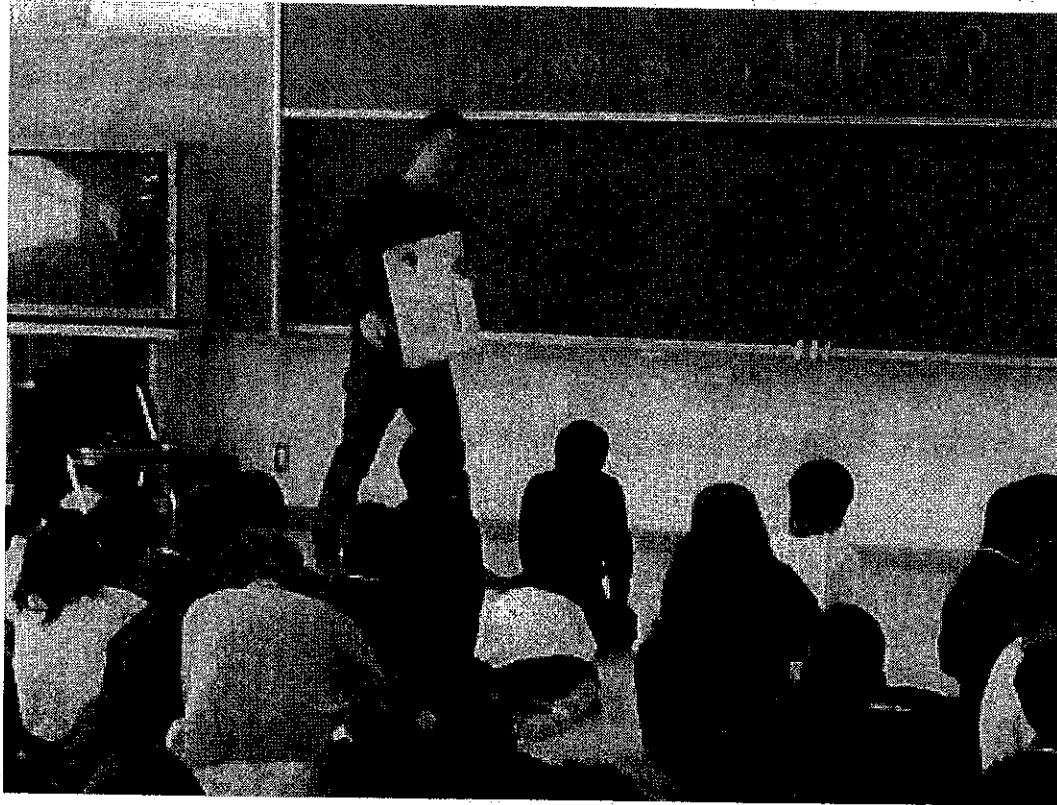
（中学生）

ぼくは、山城さんが「体が悪かったから周りの人にいじめられたり、人と違うことをさせられたりした。」と言ったのを聞いて、ぜつたい周りの人を許せないと思いました。

僕たちのクラスにも足が自由に動かない友達が居るけれど、みんなで一緒に行動しています。…でも、最後に「信頼できる友達が助けてくれた。」というのを聞いて、やっぱり友達ってすごいなと思いました。（小学生）

宮岸さんのお話は、その場に居た全ての人には深く考えさせる内容でした。その後、クラスで感想文を書きましたが、時間が過ぎて放課後になっても真剣に取り組んで書き上げた生徒が沢山あります。その内容も、記名にして書いたにもかかわらず、辛い自らの体験を綴る子、また自らいじめたことがあると告白して子もあり、正直に自分を見つめてくれたことは重く意味をなすこと思います。…

（先生）



人権教育講師派遣事業による授業の様子

～「教室で自分の前に座っている人の椅子を後ろに引いて転ばせた」という  
スケッチブックの絵を見せ、子どもが「いじめ」か「ふざけ」かを考えている場面～

## 2 児童虐待防止啓発事業（※18年度から「いじめ・暴力から子どもを守る人権教育事業」に名称変更）

平成16年の児童虐待防止法の改正により、「学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して児童虐待の防止のための教育・啓発に努めなければならない。」（第5条第3項）ことが新たに定められました。

また、厚生労働省社会保障審議会児童部会「児童虐待の防止等に関する専門委員会」から、「教育の場における虐待防止に向けた積極的な取組み、例えば、CAPプログラム（子どもへの暴力防止プログラム【※】）などの子ども自身の自己防衛能力や自身を獲得していくような実践的な教育の推進などが必要である。」との報告がされています。

こうしたことから、いじめ・暴力から子どもを守る人権教育のための実践的なプログラムを提供する市民団体等が、学校又は児童福祉施設からの依頼に基づき、いじめ・暴力から子どもを守る人権教育事業を行う場合に経費の一部を補助することにより、子どもの権利に関する人権意識の高揚を図っています。

17年度は、本事業の補助金により、44の小学校において、CAPプログラムが実施されました。

### 【※】CAP (Child Assault Prevention) プログラム

子どもに、自分自身を大切にする気持ちを育てることが重要であり、子どもは「安心」、「自信」、「自由」の3つの大切な権利を持っていることを教え、その権利を守るために、「No・いやと言う」、「Go・その場を離れる」、「Tel・誰かに話す」という具体的な方法をロールプレイ等を通じて教える人権教育プログラム

いじめや体罰などで苦しんでいる子どもの権利が守られる環境づくりを支援  
する「子どもの権利支援センター」を設置します

いじめや体罰などで苦しんでいる子どもや保護者の声を「子どもの権利支援センター」の職員がお聴きし、子どもの側に立って一緒に問題解決に取り組みます。

家庭・学校・地域の皆さんとともに、子どもの権利が守られる環境づくりを行ってまいります。

1 「子どもの権利支援センター」について

■業務内容

- ・子どもや保護者の声をお聴きし、一緒に問題解決に取り組みます。
- ・子どもと家庭、学校、地域との間に立ち、仲介・調整をします。
- ・家庭、学校、地域間の連携を調整し、子どもの支援体制づくりをサポートします。

■場所

〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2  
長野県教育委員会事務局こども支援課内

2 子どもや保護者からの相談をお受けする専用電話を設けます。

- 受付時間：月曜日から土曜日の午前8時30分から午後6時まで(祝日・年末年始を除く)  
■電話番号：026-235-7458  
■開設日：平成 17 年5月 27 日(金)

3 外国籍の子ども等の抱える問題にも対応します。

外国籍の子どもや海外生活が長く日本語が十分に理解できない子ども等が抱える問題に対応するため、国際交流推進協会・国際課と連携して問題解決に取り組みます。(国際交流推進協会の「多文化共生くらしのサポーター」や国際課の国際交流員が子どもや保護者の相談に母語で対応し、子どもの権利支援センターが学校等との関係を調整)

■受付時間：月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで(祝日・年末年始を除く)

国際交流推進協会	026-235-7186	ポルトガル語	090-7428-3577
中国語	090-7429-6822	タガログ語	090-7710-7446
タイ語	090-7427-4648	韓国語	026-232-3413

長野県教育委員会事務局  
こども支援課子どもの権利支援ユニット  
担当:前島章良、薄井由、丸山雅清、小池秀一、宮崎英夫、原昌英  
電話:026-235-7450(直通)、026-232-0111(内線 4490)  
FAX:026-235-7490 E-mail:kodomo-shien@pref.nagano.jp

---

## **平成 17 年度子どもの権利支援センター活動報告書**

(平成 18 年 6 月作成)

**子どもの権利支援センター**（長野県教育委員会事務局子ども支援チーム内）

<http://www.pref.nagano.jp/kyouiku/kodomos/kenri/center.htm>

相談受付電話：026-235-7458（月～土：午前 8 時 30 分～午後 6 時、祝日・年末年始を除く）